

# 建設コンサルタント業務等における入札・契約手続き に関するガイドライン

＜建築関係建設コンサルタント業務＞

令和 8 年 4 月  
中部地方整備局 営繕部

## はじめに

中部地方整備局では、入札・契約手続きのより一層の競争性・透明性の確保、効率化の観点から、プロポーザル方式、総合評価落札方式、価格競争入札方式の使い分けや運用方法の標準を定めた「建設コンサルタント業務等における入札・契約手続きに関するガイドライン」を平成21年度に策定し、必要に応じて見直し運用してきた。

今回、ガイドラインの運用状況等を勘案し内容の一部を改訂するものであり、令和8年4月から適用する。

本ガイドラインはあくまでも中部地方整備局（港湾空港関係を除く）の建築コンサルタント業務発注における標準的な考え方や運用を記載しているものであり、個別業務の手続きにあたっては、業務特性等を十分に考慮し、業務内容に応じた適正な手続きを実施されたい。

## 目次

1	建設コンサルタント業務等における入札契約方式の概要 .....	1
2	中立かつ公平な審査・評価の確保 .....	7
3	建設コンサルタント業務等における入札時の手続き .....	8
4	建設コンサルタント業務等における設計共同体の取扱い .....	11
5	発注方式別の具体的な実施手順 .....	13
6	技術提案書の提出者を選定するための基準及び競争参加資格要件の設定 ....	17
7	建築関係コンサルタント業務における審査・評価 .....	18
8	評価内容の担保 .....	31
9	指名競争入札方式の業者選定 .....	32
10	品質確保対策 .....	33
11	総合評価落札方式における履行确实性の評価 .....	35
12	評価結果の公表 .....	37

## 1 建設コンサルタント業務等における入札契約方式の概要

### 1.1. 発注方式の概要と選定の考え方

調査・設計の発注に当たっては、調査・設計の内容に照らして技術的な工夫の余地が小さい場合を除き、プロポーザル方式、総合評価落札方式（標準型又は簡易型）のいずれかの方式を選定することを基本とする。図1に各方式を選定する際の基本的な考え方及び図2に標準的な業務内容に応じた発注方式事例を示す。

なお、技術提案・交渉方式により優先交渉権者が実施する技術協力業務および設計業務の発注に当たっては、「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン（令和2年1月）」によるものとし、事業促進PPP（事業監理業務）の発注に当たっては、「国土交通省直轄の事業促進PPPに関するガイドライン（平成31年3月）」によるものとする。

#### （1）プロポーザル方式

当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる場合は、プロポーザル方式を選定する。また、建築関係建設コンサルタント業務においては、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第5条に規定する基本方針に基づき契約する設計業務のほか、象徴性、記念性、芸術性、独創性、創造性等を求められる場合（いわゆる設計競技方式の対象とする業務を除く。）にもプロポーザル方式を選定する。なお、上記の考え方を前提に、業務の予定価格を算出するに当たって標準的な歩掛がなく、その過半に見積を活用する場合や、協議調整、地元説明、厳しい施工条件での設計等に対する理解が業務成果の品質確保に寄与する場合においてもプロポーザル方式を選定する。

ただし、予定価格の算出においてその過半に見積を活用する業務であっても、業務の内容が技術的に高度ではないもの又は専門的な技術が要求される業務ではない簡易なもの等については総合評価落札方式又は価格競争入札方式を選定できる。

プロポーザル方式においては、業務内容に応じて具体的な取り組み方法の提示を求めるテーマ（評価テーマ）を示し、評価テーマに関する技術提案の提出を求め、技術的に最適な者を特定する。なお、プロポーザル方式において提出を求める技術提案書のうち、評価テーマについては、調査、検討、および設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部を求めるものではないことに留意する。また、提案の記載にあたっては「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」（平成30年4月2日付け事務連絡）による。

#### （2）総合評価落札方式

事前に仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる場合は、総合評価落札方式を選定する。総合評価落札方式には標準型及び簡易型を定める。

総合評価落札方式を選定した場合において、当該業務の実施方針以外に、業務内容に応じて具体的な取り組み方法の提示を求めるテーマ（評価テーマ）を示し、評価テーマに関する技術提案を求めることによって、品質向上を期待する業務の場合は、標準型の総合評価落札方式を選定し、評価テーマに関する技術提案を求める必要はない場合は、簡易型の総合評価落札方式を選定する。

標準型においては、業務の仕様の範囲内で品質向上の方法の提示を求める評価テーマを示し、評価テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針を求め、価格との総合評価を行う。なお、業務の難易度に応じ実施方針と評価テーマ数が1つで評価が可能な業務については、原則として価格と技術の評価に関する配点の比率を1：2とし、さらに、より業務の難易度が高く実施方針及び評価テーマ数が2つで評価する必要がある業務については1：3とする。

なお、評価テーマ数が1つであっても、入札者に対して高度な技術提案を求めると及び高い知識又は構想力・応用力を十分に確認することができ、業務及び工事の品質向上が期待できる難易度の高い業務については、配点比率を1：3とすることも可能とする。

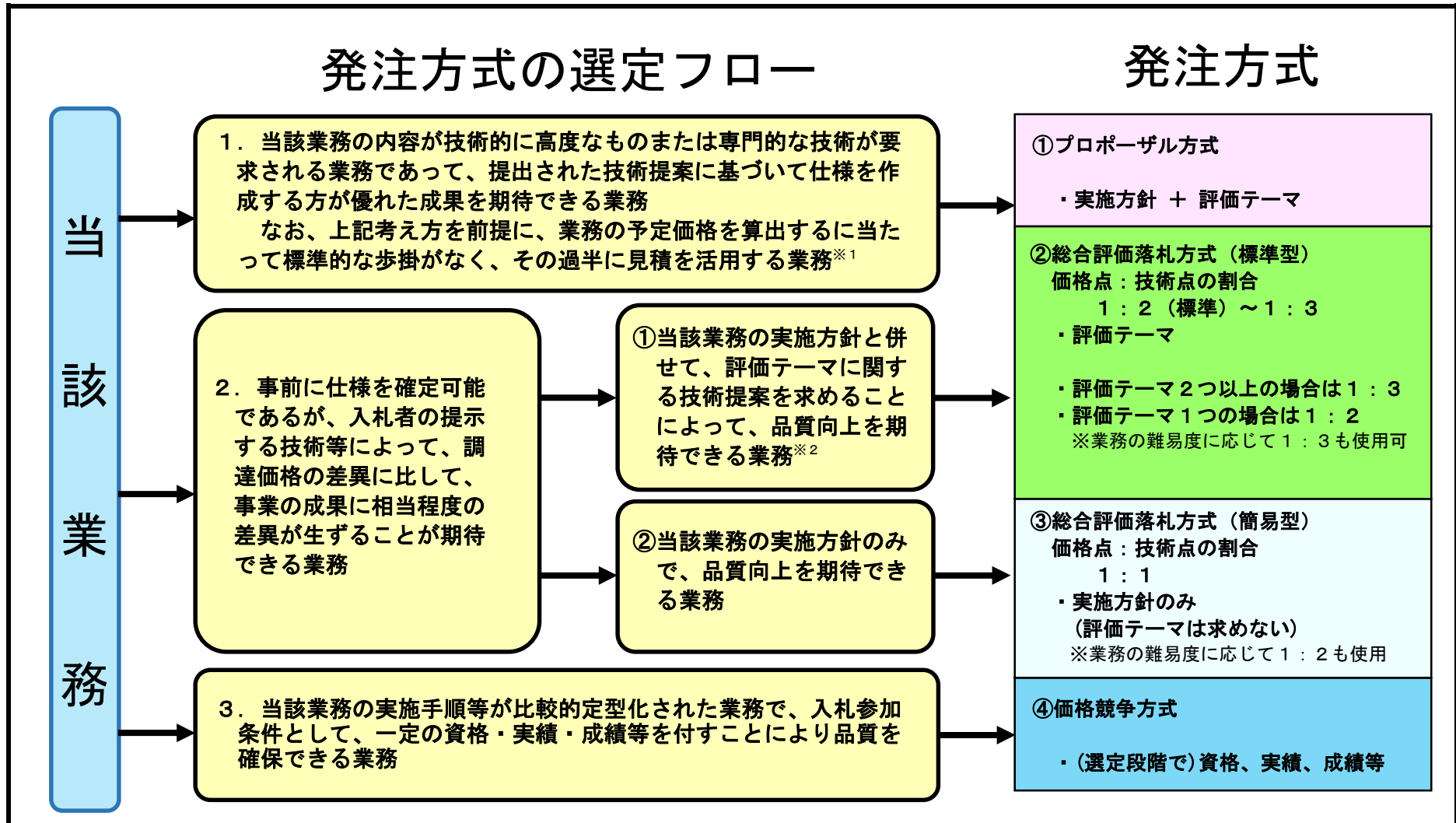
## 1 建設コンサルタント業務等における入札契約方式の概要

簡易型においては、技術提案として、当該業務の実施方針の提出を求め、価格との総合評価を行う。価格と技術の評価に関する配点の比率は原則1：1とし、業務の難易度に応じて1：2を用いることも可能とする。

総合評価落札方式において提出を求める技術提案書のうち、評価テーマについては、調査、検討、および設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部を求めるものではないことに留意する。また、提案の記載にあたっては建築関係建設コンサルタント業務における提案の記載に関しては「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」（平成30年4月2日付け事務連絡）による。

### （3）価格競争方式

上記（1）、（2）の方式によらない場合においては、入札参加要件として一定の資格・成績等を付すことにより品質を確保できる場合は価格競争方式を選定する。



※1 予定価格の算出においてその過半に見積を活用する業務であっても、業務の内容が技術的に高度ではないもの又は専門的な技術が要求される業務ではない簡易なものについては総合評価落札方式又は価格競争方式を選定できる。

※2 協議調整、地元説明、厳しい施工条件での設計等、業務の特性を考慮の上、プロポーザル方式の選定も検討する。

図1 建設コンサルタント業務等における発注方式を選定する際の基本的な考え方

**図2 標準的な業務内容に応じた発注方式事例**

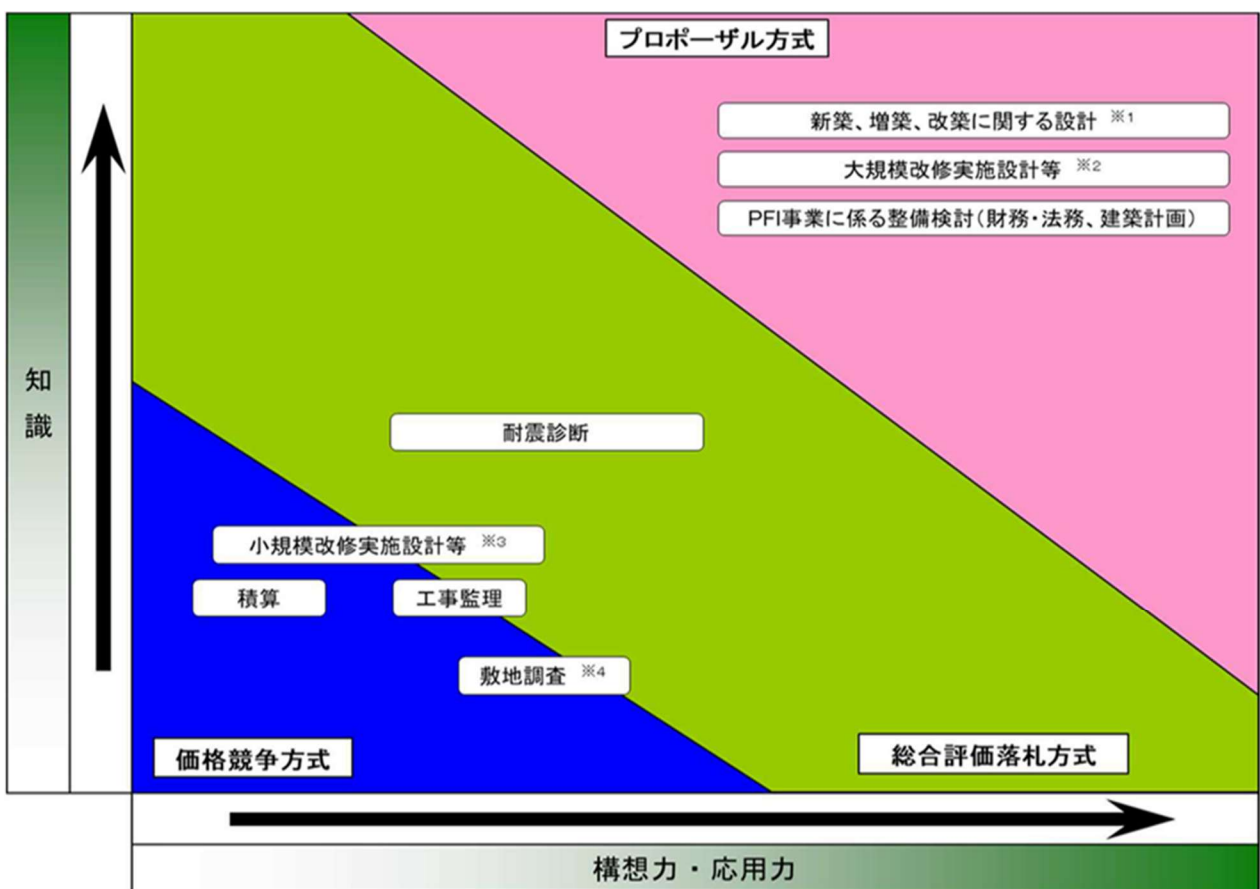
発注方式の選定にあたっては、本ガイドラインの「1.1 発注方式の概要と選定の考え方」に基づき選定することとし、本発注方式事例は目安として活用すること。

予定価格の算出においてその過半に見積を活用する業務であっても、業務の内容が技術的に高度ではないもの又は専門的な技術が要求される業務ではない簡易なもの等については総合評価落札方式又は価格競争方式を選定できる。

また、協議調整、地元説明、厳しい施工条件での設計等、業務の特性に対する理解が業務成果の品質確保に寄与する場合、本発注方式事例によらず、プロポーザル方式を選定できる。

本発注方式事例は、業務内容と発注方式の関係を模式的に示したもので、発注量を示したものではない。

**【 建 築 】**



- ※1 建築士法第3条又は第3条の2に規定する設計
- ※2 耐震改修実施設計、建築士法第3条又は第3条の2に規定する改修設計等で、提案を反映して仕様を確定する必要がある設計
- ※3 ※2以外の実施設計
- ※4 総合評価落札方式と価格競争方式の区分については【測量調査】又は【地質調査】の区分に準ずる
- ※5 設計競技方式については上図によらないものとする

## 1.2. 入札・契約手続きの概要

落札（特定）方式	業務の特性	入札参加者の選定方法	適用条件	備考
プロポーザル方式	<p>当該業務の内容が技術的に高度なものまたは専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成するほうが優れた成果を期待できる業務。</p> <p>なお、上記考え方を前提に、業務の予定価格を算出するにあたって標準的な歩掛りがなく、その過半に見積もりを活用する業務。</p>	公募型	・業務内容がWTO協定適用対象業務でかつ基準額（9,000万円）以上の業務	
		簡易公募型（標準型）	・上記に該当せず、業務内容がWTO協定適用対象業務でかつ基準額（5,000万円）以上の業務	
		簡易公募型（拡大型）	・上記2つに該当しない業務 ・入札契約手続きは標準型と同様	
総合評価落札方式	<p>事前に仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、より品質の高い業務の成果が期待できる業務。</p>	一般競争（WTO）	・業務内容がWTO協定適用対象業務でかつ基準額（9,000万円）以上の業務	見積併用可
		一般競争	・上記に該当しない業務	
価格競争方式	<p>当該業務の実施手順等が比較的定型化された業務で、入札参加条件として一定の資格・実績・成績等を付することにより品質を確保できる業務。</p>	簡易公募型指名競争（標準型）	・業務内容がWTO協定適用対象業務で9,000万円未満かつ4,000万円以上の業務	見積併用可
		簡易公募型指名競争（拡大型）	・上記に該当しない業務 ・入札契約手続きは標準型と同様	
		通常の指名競争	・1,000万円未満の業務 ・ただし事務所管内又は県内に本店を有する企業のみで10者以上の候補者群が作成可能な業務に限る	

注1) 金額による適用条件の設定は予定価格（税込み）で判断すること。

注2) 見積併用可とは、総合評価落札方式及び価格競争入札方式において予定価格の一部または全部について見積もりを求める業務に適用する。見積金額の上限は設定しない。なお、WTO協定適用対象業務で基準額以上のものは除外する。

図3 建築コンサルタント業務における入札・契約手続きの区分

プロポーザル		総合評価		価格競争	
予定価格 (万円)		予定価格 (万円)		予定価格 (万円)	
※1	公募型 (WTO対象)	※1	一般競争 (WTO対象)	※2	※2
9,000	簡易公募型 (標準型)	9,000	一般競争	9,000	簡易公募型 競争 (標準型)
5,000	簡易公募型 (拡大型)	一般競争		4,000	
				1,000	通常の 指名 競争
	業務内容が政府調 達協定の対象とな る業務		業務内容が政府調 達協定の対象とな る業務		業務内容が政府調 達協定の対象とな る業務
	業務内容が政府調 達協定の対象外と なる業務		業務内容が政府調 達協定の対象外と なる業務		業務内容が政府調 達協定の対象外と なる業務

※1 9,000万円は政府調達協定に基づく基準額（適用期間：令和8年4月1日から令和10年3月31日）

※2 価格競争で9,000万円を超える業務は、原則、総合評価で業務発注を行う。

### 1.3. 入札参加者の選定方法ごとの選定業者数

入札参加者の選定方法ごとの選定業者数は以下のとおりとする。

落札者（契約相手方の特定）の決定方法	入札参加者の選定方法	選定業者数
プロポーザル方式	公募型	選定要件を満たす全ての者
	簡易公募型（標準型・拡大型）	
総合評価落札方式	一般競争	競争参加資格要件を満たす全ての者
価格競争方式	簡易公募型（標準型・拡大型）	10者程度※
	通常の指名競争	10者以上※

※対象となる最下位順位者の者で同評価の者が複数存在する場合には、10者を超えて選定するものとする。

## 2 中立的かつ公平な審査・評価の確保

### 2.1. 外部委員の審査・意見聴取

プロポーザル方式又は総合評価落札方式により手続きを行う場合は、技術提案の審査が中立的かつ公正に行われるよう、原則として外部委員のみで組織された総合評価審査委員会第三部会（地域部会含む）（以下「委員会」という。）において審査又は意見聴取を実施する。なお、時間的猶予がない場合は、2名以上の委員による持ち回り委員会で審査も可とする。

	対 象 業 務
第三部会	本官業務、地整統一業務
地域部会	分任官業務（地整統一業務除く）

なお、委員会において審査又は意見聴取する業務及び内容は以下のとおりとする。

#### ○プロポーザル方式

全ての業務について、技術提案の審査を行うものとする。なお、評価方法（評価項目、評価基準及び配点）については、あらかじめ包括的な審査を実施するものとする。

高度な業務を対象に外部の学識者等で構成する専門委員会を、個別業務毎に設置し技術提案の審査を実施することも可能とする。

#### ○総合評価落札方式

複数の業務に共通する評価方法に関する事、評価項目、配点割合等を標準から変更する業務については、評価項目、評価基準及び配点の決定方法について意見聴取を行う。

### 2.2. 技術提案に関する機密の保持

提出された技術提案は、提案自体が各提案者の知的財産であることに鑑み、発注者は、他者に技術提案内容に関する事項が知られることのないようにすること。

また、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにする等、発注者はその取扱いに留意する。

総合評価審査委員会等の外部委員についても、本審議の中で知り得た秘密を他に漏らしてはならず、職を退いた後も同様とする。

### 3 建設コンサルタント業務等における入札時の手続き

建設コンサルタント業務等の入札手続きのうち、プロポーザル方式及び総合評価落札方式は、技術提案を評価したうえ落札者を決定（契約の相手方を特定）する。

また、価格競争方式についても公募形式の場合は、業務の実施に係る技術力を把握するための技術資料を評価して入札参加者を選定する。

そのため建設コンサルタント業務等の発注にあたっては、入札説明書（仕様書、評価基準を含む）において、下記に示す情報を明示するとともに、示した評価基準に基づき評価する。

#### 3.1. 一般事項

- (1) 技術的要件及び入札の評価に関する基準については、入札説明書において詳細を明らかにして、手続開始の公示等において明記すること。
- (2) 技術的要件及び入札の評価に関する基準を、仕様に関する書類（以下「仕様書」という。）及び、評価に関する書類（以下「評価基準」という。）において定める場合は、入札説明書の一部として交付すること。
- (3) 技術的要件は、必須の要求要件及びそれ以外の要求要件に区分して、入札説明書（仕様書を含む。）において明らかにすること。
- (4) 技術的要件は、調達上での必要性・重要性に基づき、適切に設定すること。
- (5) 必須の要求要件については、実際に必要とする最低限の内容に限ること。
- (6) 必須以外の要求要件については、評価基準において定める評価項目として評価の対象とするものに限ることとし、評価の対象としないものは記載しないこと。
- (7) 技術的要件は、定量的に表示し得るもの（技術等を数値化できるもの）は、原則として数値で表すこととし、それが困難で定性的に表示せざるを得ないものについては、可能な限り詳細かつ具体的に記載すること。

#### 3.2. 評価基準

- (1) 評価に関する基準は、評価項目、得点配分（プロポーザル方式の場合は技術等の得点、総合評価落札方式の場合は入札価格の得点及び技術等の得点）、その他の評価に必要な事項を、入札説明書（評価基準を含む。）において明らかにすること。
- (2) 技術等の評価項目及び得点配分は、調達上での必要性・重要性に基づき、適切に設定すること。
- (3) 総合評価落札方式の場合、技術提案の内容が、調達上での必要性・重要性に照らし、入札説明書に記載している内容を超えたものは、評価の対象からは除外すること。
- (4) 技術等の評価項目については、可能な限りその評価する内容を詳細かつ具体的に示すこと。あらかじめ数値等により定量的に評価する範囲（上限値等）を示すことができるものは、当該評価項目毎にその旨を明記すること。

#### 3.3. 評価

- (1) 評価は、入札説明書（仕様書及び評価基準を含む。）に基づいて行うものとし、入札説明書に記載されていない技術等は評価の対象としない。
- (2) 技術等の評価は、発注者による公正、公平な審査を通じて適切に行うこと。

また、当該審査に当たっては、全ての参加者に共通の基準で行うこととし、特定の参加者の評価に特定の方法を用いない。

- (3) 必要に応じ、開札前に資料のヒアリングを実施することができる。なお、その場合には、その旨を入札説明書において明らかにするものとし、対面によるほか電話やインターネットによるテレビ会議システムを活用できる。
- (4) 必須の評価項目については、入札説明書（仕様書を含む。）に記載された必須の要求要件で示した最低限の要求要件を満たしているか否かを判定し、合格、不合格の決定をする。合格とされたものについては、入札説明書（評価基準を含む。）に基づき得点を与える。
- (5) 必須以外の評価項目については、入札説明書（仕様書を含む。）に記載された必須以外の要求要件を満たしているか否かを判定し、当該要求要件を満たしている場合は、入札説明書（評価基準を含む。）に基づき得点を与える。
- (6) 定性的な評価項目に関する評価に当たっては、十分、合理的な理由をもって行うものとする。

#### 3.4. 同種・類似業務の基本的な考え方

---

- 「同種業務」とは、発注する業務内容から鑑みて、同種の技術内容によって行われた業務とする。
- 「類似業務」とは、発注する業務内容から鑑みて、類似の技術内容によって行われる業務とする。
- 発注する業務内容（重要かつ大規模となる構造物等の技術内容に大きな差異が認められる場合等）から鑑みて、十分な競争環境に留意しつつ、建物用途、構造、規模、工法、内容等の条件を付すことができるものとする。
- 「同種業務」又は「類似業務」の実績は、国や地方公共団体等の公的機関の実績、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績に加え、民間発注の実績についても評価する。
- 技術者の「同種業務」又は「類似業務」の実績は、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績についても評価する。（企業の「同種業務」又は「類似業務」の実績は、参加者が海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績での評価を申請する場合は、国内の業務の実績と同様に評価できることとする。）
- 技術者の「同種業務」又は「類似業務」の実績は、管理技術者、主任担当技術者及び担当技術者に準じる立場についても評価する。
- 同種・類似の設定にあたっては、十分な競争性を確保するため、参加可能者数を確認のうえ、業務内容に応じ適切な設定を行うものとする。

#### 3.5. 地域要件等の設定等について

---

- プロポーザル方式及び総合評価落札方式においては、原則として地域要件を設定せず、地域貢献度は評価しない。
- 価格競争方式においては、業務実施可能者数を勘案した上で地域要件等を適宜設定することができる。

### 3.6. 業務成績の取扱い

---

○業務成績の評価は、他省庁や地方公共団体との成績評定結果の相互利用の促進を図っていることを踏まえ、相互利用対象機関の成績評定結果を利用する。（監理業務は除く）

参考：建築設計に関する成績評定の相互利用

[https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_sougoriyou\\_000012.html](https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_sougoriyou_000012.html)

### 3.7. 業務表彰の取扱い

---

- プロポーザル方式で発注される業務のうち、他地方整備局等において類似した業務内容で発注される業務については、他地方整備局等の表彰も中部地方整備局等の表彰と同等に評価するものとする。
- 上記以外のプロポーザル方式及び総合評価落札方式の技術評価においても他の地方整備局等の表彰と中部地方整備局等の表彰とを同等に評価できるものとする。
- 価格競争方式における技術評価においては中部地方整備局の表彰のみを評価する。
- 優秀技術者表彰について、海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞については局長表彰と同等に、海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞は部長表彰又は事務所長表彰と同等に評価するものとする。
- インフラDX大賞（旧 i-Construction 大賞）については、国土交通大臣賞、優秀賞、スタートアップ奨励賞いずれの受賞も同一に評価する。また、受賞した取り組みの内容に関わらず評価する。
- 中部DX大賞については、大賞、奨励賞、敢闘賞いずれの受賞も同一に評価する。また、受賞した取り組みの内容に関わらず評価する。なお、他の地方整備局等が行う同様の受賞実績については評価の対象としない。

## 4 建設コンサルタント業務等における設計共同体の取扱い

### 4.1. 基本的な考え方

- (1) 企業の得意分野を活かした業務の品質向上対応等の観点から、プロポーザル方式及び総合評価落札方式により発注する際には、単体企業に加え、設計共同体にも参加を認める。ただし、設計共同体によることで業務が必要以上に細分化され非効率となる等、設計共同体の参加を認めることが適当でないものについては、この限りではない。  
また、設計共同体の参加を認める業務については金額基準を設けない。
- (2) 設計共同体の構成員の組合せは、「建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領」（昭和45年12月10日建設省厚第50号）第3の業務区分の有資格者の組合せとするが、業務内容に応じて、異なる業種区分の有資格者の組合せによる設計共同体も認めるものとする。
- (3) 業務完了時、設計共同体の各々の構成員に対し、業務実績及び業務成績等を付与する。

### 4.2. 設計共同体の設定を行わない業務

設計共同体によることで業務が必要以上に細分化され非効率となる業務の場合は、設計共同体の設定を行わない。

- (1) 明確な役割分担ができない業務  
業務として一連の作業等が必要な業務。ただし、区域による区分が可能である場合は除く。  
例：主要な調査・検討項目が一つしかない業務
- (2) 作業分担により大きく品質向上が期待できない業務  
作業規程等により調査方法や成果の精度が定められている業務及び再委託の活用で足りる業務。
- (3) 役割分担（得意分野）の詳細な確認ができない方式で発注する業務  
価格のみによる競争で発注する業務（一般競争入札、簡易公募型競争入札）  
※技術提案書の提出を求めないことから、実施体制等について詳細な確認が困難なため。
- (4) その他  
設計共同体の申請内容のうち、代表者・構成員の業務の分担構成が不明確又は不自然な場合、又は細分化され過ぎている場合、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合は、申請を認めない場合がある。

### 4.3. 設計共同体に対する審査・評価

- (1) 実績
  - ・設計共同体による実績の場合は、分担業務の実績を実績として認める。ただし、業務成績（監理業務の場合は、「地方整備局等建築工事監理業務成績評定要領」（平成14年6月28日国営整第49号）に基づく業務成績）が60点未満の場合は実績として認めない。
  - ・設計共同体における業務実績に関する要件は、代表者、構成員共に同種又は類似業務の実績を有している場合に認める。
- (2) 評価

#### 4 建設コンサルタント業務等における設計共同体の取扱い

- ・設計共同体の評価は、構成員毎に業務実績及び業務成績を確認・評価し、優位な構成員の評価を採用する。
- ・業務成績については、設計共同体の実績も含めて評価する。
- ・優良業務表彰の実績については、代表者、構成員共に評価の対象とする。

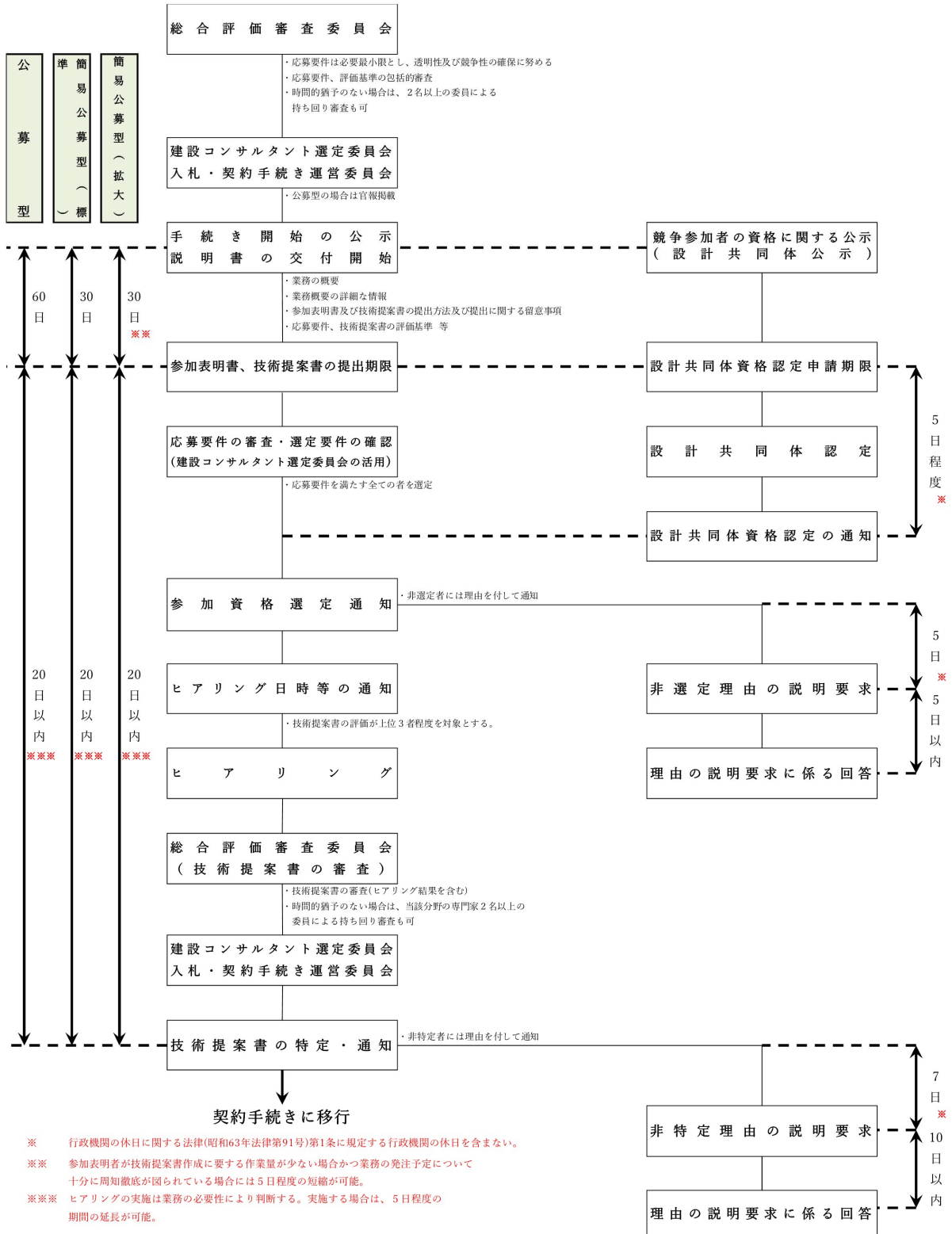
##### (3) 手持ち業務量

- ・設計共同体における技術者の手持ち業務は、各構成員の分担額とする。

5 発注方式別の具体的な実施手順

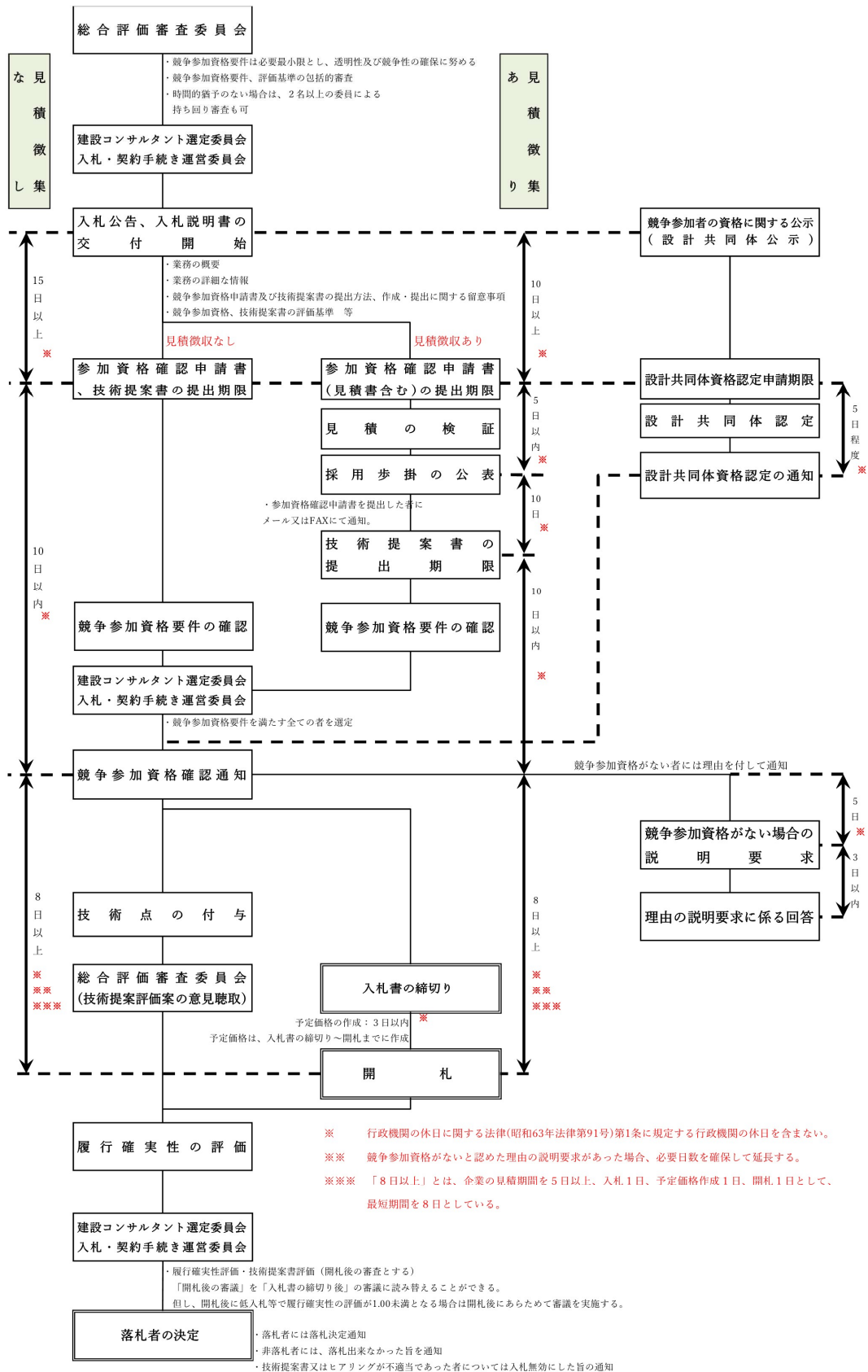
プロポーザル方式の実施手順

プロポーザル方式を採用した場合の、標準的な手順は以下のとおりとする。



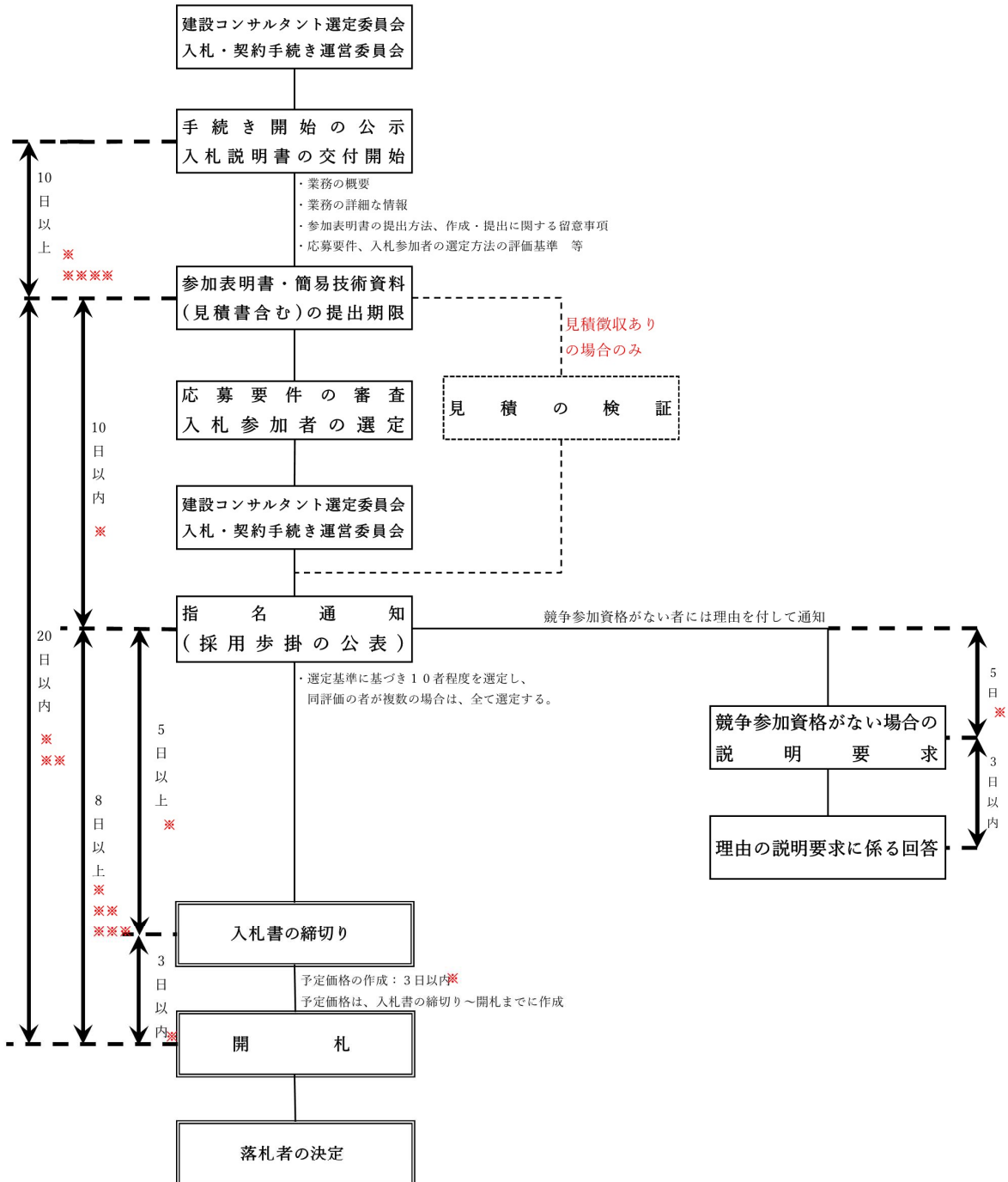
### 総合評価落札方式の実施手順

総合評価落札方式を採用した場合の、標準的な手順は以下のとおりとする。



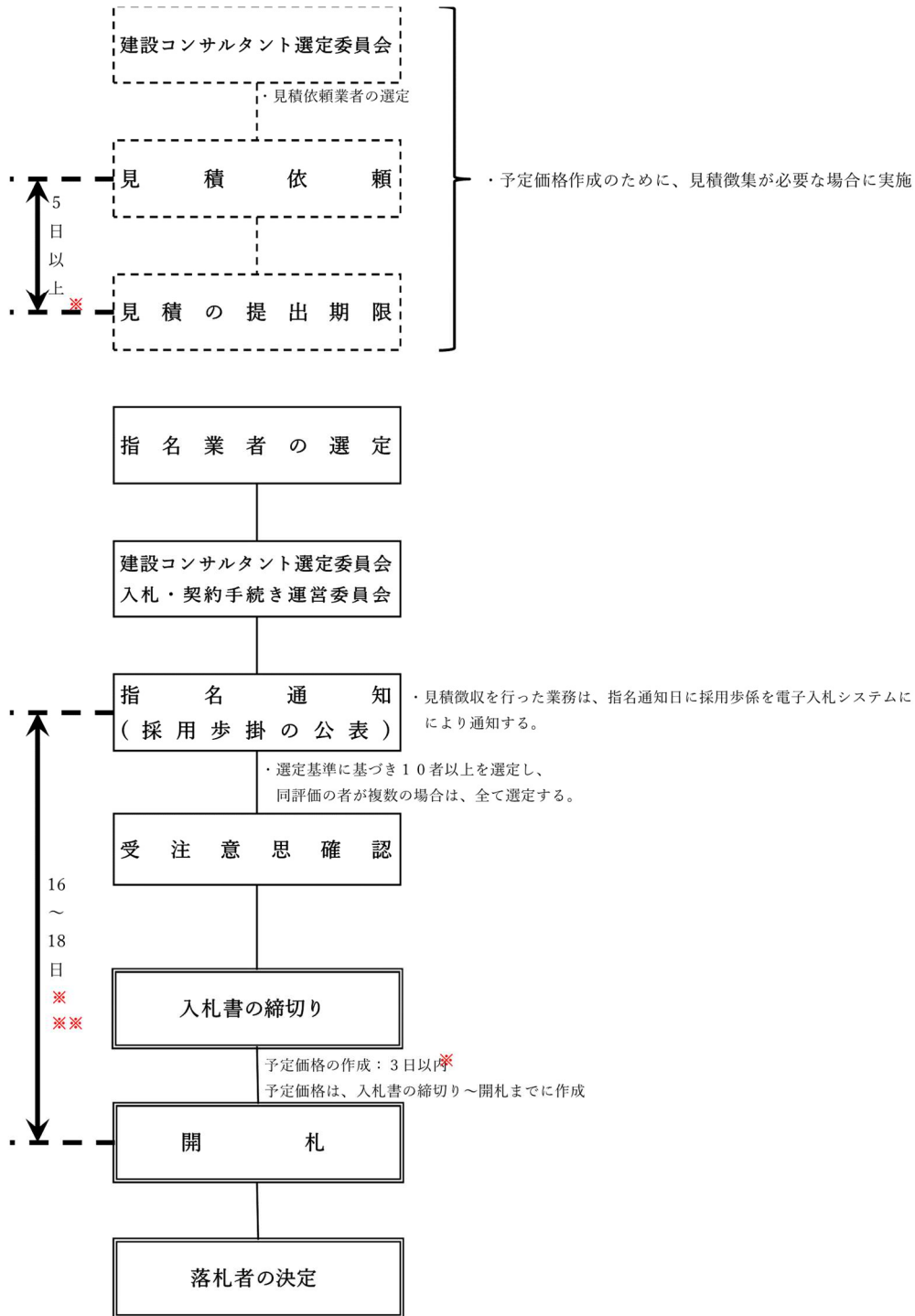
## 価格競争方式（簡易公募型競争入札）の実施手順

簡易公募型競争入札方式を採用した場合の、標準的な手順は以下のとおりとする。



## 価格競争方式（指名競争入札）の実施手順

指名競争入札方式を採用した場合の、標準的な手順は以下のとおりとする。



※ 行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を含まない。

※※ 企業の見積期間を13日、入札1日、予定価格作成1～3日、開札1日として、期間を16～18日としている。

## 6 技術提案書の提出者を選定するための基準及び競争参加資格要件の設定

「技術提案書の提出者を選定するための基準」とは、プロポーザル方式における技術提案書の提出者に求める必要な要件であり、「競争参加資格要件」とは、総合評価落札方式または価格競争方式における入札参加者に求める必要な要件であり、要件を満足しない参加者は欠格とする。

要件の設定にあたっては、業務の内容に応じた必要最低限の要件とし、透明性及び競争性の確保に努める。

### 6.1. 発注方式別の要件設定

プロポーザル方式、総合評価落札方式、価格競争方式の各方式別の技術提案書の提出者を選定するための基準及び競争参加資格要件は以下を標準とする。なお、業務内容により条件を追加、削除してもよい。

技術提案書の提出者を選定するための基準 及び 競争参加資格要件		プロポーザル方式	総合評価落札方式	価格競争方式 (簡易公募型競争入札)
基本的要件	予決令及び会計令	◎	◎	◎
	一般競争参加資格	◎	◎	◎
	会社更生法又は民事再生法	◎	◎	◎
	指名停止の措置	◎	◎	◎
	警察当局からの排除要請	◎	◎	◎
	建築士事務所の登録	◎	◎	○※1
	設計共同体の設定	◎	◎	—
	資本関係及び人的関係に関する要件	◎	◎	◎
参加表明者に 求める要件	業務実施体制	◎	◎	◎
	中立性・公平性	△	△	△
配置予定技術者に 求める要件	資格	◎	◎	◎
	業務実績	◎	◎	◎
	業務成績	○	○	○
	直接的雇用関係	○	○	○
技術提案書に関する要件		◎	◎	—

◎：必須項目 ○※3：原則設定する項目 △※4：必要に応じて設定することができる項目 —：対象外とする項目

※1：設備改修設計及び監理業務の場合は、建築士事務所登録は求めない。

※2：工事監理業務では設定しない。

※3：「○」は、競争性を確保することが困難となる場合に要件から除外することができる。

※4：「△」は、業務内容に応じて、評価項目として設定することも可能とする。

## 7 建築関係コンサルタント業務における審査・評価

### 7.1. 審査・評価に関する基本的な考え方

#### (1) 配点の基本的な考え方

- 予定技術者について評価し、参加表明者（企業）の評価は行わない。
- プロポーザル方式及び総合評価落札方式において評価テーマに関する技術提案を求める場合、審査・評価にあたり、「実施方針」「評価テーマに対する技術提案」を重視する。
- 各評価項目の配点については、業務の特性（業務内容、規模等）に応じて適宜設定する。
- 総合評価落札方式においては、賃上げを実施する企業に対する加点措置を行う。

#### (2) 選定・指名段階における配点設定の考え方

- プロポーザル方式及び総合評価落札方式の選定・指名段階における「資格、実績」「成績評価・表彰」の配点は、特定・入札段階におけるものと同じ配点とする。

#### (3) 特定・入札段階における配点設定の考え方

- プロポーザル方式及び総合評価落札方式の特定・入札段階における予定技術者の「資格、実績」「成績評価・表彰、CPD」及び「実施方針」「評価テーマに対する技術提案」に対する配点については、以下を踏まえて、業務の特性（業務内容、規模等）、地域特性等に応じて設定する。

- ・「担い手確保」に係る評価項目については、適宜設定してよい。

#### (4) 選定・指名者数の基本的な考え方

- プロポーザル方式における技術提案書の提出者の選定者数については、技術提案書の提出者を選定するための基準を満たす全ての者を選定する。
- 総合評価落札方式における技術提案書の提出者数の指名者数については、競争参加資格要件を満たす全ての者を選定する。
- 価格競争方式における指名者数は、簡易公募型指名競争は10者程度、通常指名競争は10者以上を選定するものとする。なお対象となる最下位順位者の者が同評価の者が複数存在する場合には、10者を超えて選定するものとする。

#### (5) 具体的な評価項目の設定の考え方

- 各評価項目と評価対象とする技術者の設定については、以下を踏まえて、業務の特性（業務内容、規模等）、地域特性等に応じて設定する。

##### （評価項目及び評価対象技術者の設定）

- ・予定技術者の経験年数については評価を行わない。
- ・予定技術者の評価は管理技術者及び主任担当技術者を対象とし、担当技術者については評価を行わない。

##### （評価項目「資格」の設定）

- ・管理技術者に一級建築士であることを業務実施上の条件とする場合、管理技術者の「資格」の評価を行わない。

##### （評価項目「実績」の設定）

- ・同種又は類似業務の実績は、国や地方公共団体等の公的機関の実績、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績に加え、民間発注の実績についても評価する。

- ・ プロポーザル方式及び総合評価落札方式の技術者の「同種業務」又は「類似業務」の実績は、管理技術者、主任担当技術者及び担当技術者に準じる立場についても評価する。

(評価項目「成績評価・表彰」の設定)

- ・ 「成績評価」については、他省庁や地方公共団体との成績評定結果の相互利用の促進を図っていることを踏まえ、相互利用対象機関の成績評定結果を利用する。
- ・ 「成績評価」と「表彰」の対象期間については、同一とすることを原則とする。
- ・ 「表彰」の配点は「成績評価」の半分程度とする。

(各評価項目の各技術者の配点の設定)

- ・ 各技術者の配点については業務内容に応じて適宜設定する。ただし、「実績」と「成績評価・表彰」の各技術者の配点比率は同一とすることを原則とする。

## 7.2. プロポーザル方式の評価点の配点イメージ（公募型・簡易公募型・簡易公募型（拡大））

## (1) 特定段階での技術評価

提出された技術提案書を評価する。評価基準及び配点の設定イメージを以下に示す。

※配置予定技術者を対象にヒアリングを実施する場合、事前に提出された実施方針及び評価テーマに関する技術提案の内容について確認する。

評価項目	評価の着目点	配点		
		判断基準	小計	
企業	ワーク・ライフ・バランス等推進企業	次に掲げるいずれかの認定を受けている企業を評価する。 ・女性活躍推進法に基づく認定（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業） ・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん（令和4年4月1日以降の基準）・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）・トライくるみん・くるみん（平成29年3月31日までの基準）認定企業） ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）	0.5	0.5
技術者（資格）	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	主任担当技術者 総合 2.0 構造 1.0 電気 1.0 機械 1.0	5
技術者（技術力）	平成〇年〇月〇日以降に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績（実績の有無及び携わった立場） 【注：参加者が海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績での評価を申請する場合には、国内の業務の実績と同様に評価できることとする。】	以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者の立場 ●主任担当技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者の立場	管理技術者 5.6 主任担当技術者 総合 4.2 構造 1.4 電気 1.4 機械 1.4 ※当該業務の担当者等にヒアリング時に内容を確認することがある。	14
	「業務成績の相互利用機関と適応対象」に示す各発注機関の「相互利用の適用対象」のものうち、平成〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までに契約履行が完了した業務の成績評価（複	以下の順で評価する。 ① 75点以上（加点） ② ①、④以外（加点） ③ 実績が無い（0点） ④ 65点未満（減点）	管理技術者 2.4 主任担当技術者 総合 1.8 構造 0.6	6

7 建築関係コンサルタント業務における審査・評価

数の実績がある場合は業務評定点の平均)			なお、配置予定管理技術者及び各配置予定主任担当技術者は、令和〇年4月1日から令和〇年3月31日までに契約履行が完了した業務に従事した実績がある場合は、それらの業務の業務評定点のすべてが60点以上であること。	電気	0.6		
				機械	0.6		
平成〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの技術者表彰等の有無 【注：海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞については局長表彰と同様に、海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞は部長表彰又は事務所長表彰と同等に評価するものとする。】			平成〇〇年度から令和〇〇年度末までに完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（〇〇除く）発注業務の同じ業務区分の優秀技術者表彰の経験について、以下の順で評価する。 ① 局長表彰の実績あり ② 部長若しくは事務所長表彰の実績あり ③ 上記以外	管理技術者		1.2	3
				主任担当技術者	総合	0.9	
					構造	0.3	
					電気	0.3	
					機械	0.3	
CPD取得単位の状況			CPD取得単位を評価。	管理技術者		1.4	7
				主任担当技術者	総合	1.4	
					構造	1.4	
					電気	1.4	
					機械	1.4	
技術提案書	評価テーマに対する企画提案	①	テーマ①について、業務の目的・課題・留意点等を十分に理解しており、提案内容が的確かつ実現性が高い場合や独創的な提案の場合には優位に評価する。		65 (43)	65	
		②	テーマ②について、同上。		(22)		
						100.5	

( )内配点は、2テーマ求める場合。

※配点や年数等は、業務の特性（業務内容、規模等）に応じて適宜設定してよい。  
 ※評価テーマは1テーマとすることを標準とし、業務内容に応じ2テーマとすることができる。また、評価テーマのうち1つは温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容とすること。ただし、当該事業の主目的に照らして温室効果ガス等の排出の削減以外の項目が特に優先される事業、温室効果ガス等の削減について設計上の工夫の余地がほとんどない事業等についてはこの限りではない。

## 7.3. 総合評価落札方式の評価基準と配点の設定イメージ（標準型（1:2）・簡易型（1:1））

## （1）入札段階での技術評価

提出された参加表明書より各技術者の資格と技術力を評価する。評価項目、判断基準及び配点（評価のウェイト）の設定イメージを以下に示す。

## ① 配置予定技術者の経験及び能力

評価項目	評価の着目点				配点	
	判断基準				小計	
資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	主任担当技術者	総合 構造 電気 機械	2.0 1.0 1.0 1.0	5
技術力	平成〇年〇月〇日以降に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績(実績の有無及び携わった立場) 【注：参加者が海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績での評価を申請する場合には、国内の業務の実績と同様に評価できることとする。】	以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある ② 類似業務の実績がある 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者の立場 ●主任担当技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者の立場	管理技術者 主任担当技術者	総合 構造 電気 機械	6.0 3.0 1.0 1.0 1.0	12
	「業務成績の相互利用機関と適応対象」に示す各発注機関の「相互利用の適用対象」のもののうち、平成〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までに契約履行が完了した業務の成績評価（複数の実績がある場合は業務評定点の平均）	以下の順で評価する。 ① 76点以上（加点） ② 73点以上 76点未満（加点） ③ 70点以上 73点未満（加点） ④ 65点以上 70点未満（加点） ⑤ 65点未満（減点） ⑥ 実績がない  なお、配置予定管理技術者及び各配置予定主任担当技術者は、令和〇年4月1日から令和〇年3月31日までに契約履行が完了した業務に従事した実績がある場合は、それらの業務の業務評定点のすべてが60点以上であること。	管理技術者 主任担当技術者	総合 構造 電気 機械	3.0 2.0 1.0 1.0 1.0	8
	平成〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの技術者表彰等の有無 【注：海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞については局長表彰と同様に、海	平成〇〇年度から令和〇〇年度末までに完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（〇〇除く）発注業務の同じ業務区分の優秀技術者表彰の経験について、以下の順で評価する。	管理技術者	総合	1.5 1.0	4

7 建築関係コンサルタント業務における審査・評価

	外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞は部長表彰又は事務所長表彰と同等に評価するものとする。】	① 局長表彰の実績あり ② 部長若しくは事務所長表彰の実績あり ③ 上記以外  上記に加え、受賞した業務に携わった立場を下記の順で評価する。 ① 管理技術者 ② 主任担当技術者	主任担当技術者	構造	0.5	
				電気	0.5	
				機械	0.5	
CPD取得単位の状況	CPD取得単位を評価する。		管理技術者		1.4	7
			主任担当技術者	総合	1.4	
				構造	1.4	
				電気	1.4	
				機械	1.4	
						36

② 参加表明者の評価

評価項目	評価の着目点		配点
		判断基準	
賃上げ	賃上げの実施を表明した企業等	以下の順位で評価する。 ① 令和〇年4月以降に開始する最初の事業年度または令和〇年（暦年）において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明している。【大企業】 ② 令和〇年4月以降に開始する最初の事業年度または令和〇年（暦年）において、対前年度または前年比で給与総額又は給与等受給者一人当たりの平均受給額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明している。【中小企業等】 ③ 上記以外	2
	賃上げの実施が未実行であった企業等	以下の順位で評価する。 ① 賃上げの実施が未実行 ② 上記以外	-3
WLB	ワーク・ライフ・バランス等推進企業	次に掲げるいずれかの認定を受けている企業を評価する。 ・女性活躍推進法に基づく認定（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業） ・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん（令和4年4月1日以降の基準）・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）・トライくるみん・くるみん（平成29年3月31日までの基準）認定企業） ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）	0.5
			2.5

## ③実施方針【簡易型（1：1）の場合】

評価項目	評価の着目点		配点
		判断基準	
業務実施方針	業務の実施方針	業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について（ただし、評価テーマに対する内容を除く）、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。	20
計			20

## ③評価テーマ【標準型（1：2）の場合】

		判断基準		
	基本	◎	・発注者が提示した留意点・課題等を踏まえた提案となっている場合に評価する。	最大 20
		◎	・提案内容について「方法」や「手順」など具体的な記載がある場合に優位に評価する。	
	的確性	◎	・地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	
		△	・〇〇の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。 例) 事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。	
		△	・〇〇の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。 例) 事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。	
		△	・〇〇〇〇 【業務の特性に応じて独自に設定】	
		◎	・提案内容について、効果が期待できる場合に優位に評価する。	
	実現性	◎	・効果を裏付ける根拠等が明示されている場合に優位に評価する。	
		◎	・提案内容に関する類似実績等が明示されている場合に優位に評価する。	
		◎	・提案内容を実行できるだけの実施体制が明示されている場合に優位に評価する。	
		△	・利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。	
		△	・提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。	
		△	・〇〇〇〇 【業務の特性に応じて独自に設定】	
	独創性	◎	・提案内容について、業務を効率的に進めることができる先進的な提案である場合に優位に評価する。	
		△	・周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。	
		△	・複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。	
		△	・新工法採用の提案がある場合に優位に評価する。	
		△	・〇〇〇〇 【業務の特性に応じて独自に設定】	

◎：基本項目 △：入れ替え項目（事業特性に応じて基本項目と入れ替え）

- ・配点合計は、60点とする。
- ・主任担当技術者を求めない分野がある場合には、評価ウェイトを管理技術者及び求める主任担当技術者に割り振る。
- ・配点の小計は変えず、業務内容に応じて求める各技術者の重みを変えるものとする。

## (2) 履行確実性評価

総合評価落札方式により発注する業務で予定価格が500万円を超える業務においては、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行うことを試行する。実施方法は、「10 品質確保対策」による。

## (3) 総合評価の方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする。評価値の算出方法としては、加算方式を基本とする。

## ① 評価値の算出方式

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

## ② 価格評価点の設定の考え方

$$\text{価格評価点} = [\text{価格評価点の配分点}] \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

価格評価点の配分点は簡易型（1：1）の場合は60点とする。

なお、価格評価点は小数第5位を切り捨て小数第4位とした値とする。

## ③ 技術評価点の算出方式

$$\text{技術評価点} = \text{基本事項評価点} + \text{技術提案評価点} \\ \times (\text{履行確実性評価に基づく履行確実性度})$$

## 7.4. 簡易公募型入札方式の評価基準と配点の設定イメージ

## (1) 入札段階での技術評価

提出された参加表明書より配置予定技術者の資格と技術力について評価する。以下に、評価項目、判断基準及び配点（評価のウェイト）の設定イメージを示す。

なお評価対象配置予定技術者、配点等は、業務の特性（業務内容、規模等）に応じて適宜設定する。

## ① 配置予定技術者の経験及び能力

## 【管理技術者及び主任担当技術者を評価する場合】

評価項目	評価の着目点	判断基準		配点【評価のウェイト】			
				小計			
技術力	平成〇年〇月〇日以降に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績(実績の有無及び携わった立場) 【注：参加者が海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績での評価を申請する場合には、国内の業務の実績と同様に評価できることとする。】	以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある ② 類似業務の実績がある		管理技術者	6.0	12	
				主任担当技術者	総合		3.0
					構造		1.0
					電気		1.0
					機械		1.0
※当該業務の担当者等にヒアリング時に内容を確認することがある。							
「業務成績の相互利用機関と適応対象」に示す各発注機関の「相互利用の適用対象」のもののうち、平成〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までに契約履行が完了した業務の成績評価（複数の実績がある場合は業務評定点の平均）	以下の順で評価する。 ① 76点以上（加点） ② 73点以上 76点未満（加点） ③ 70点以上 73点未満（加点） ④ 65点以上 70点未満（加点） ⑤ 65点未満（減点） ⑥ 実績がない  なお、配置予定管理技術者及び各配置予定主任担当技術者は、令和〇年4月1日から令和〇年3月31日までに契約履行が完了した業務に従事した実績がある場合は、それらの業務の業務評定点のすべてが60点以上であること。	管理技術者	3.0	8			
		主任担当技術者	総合		2.0		
			構造		1.0		
			電気		1.0		
			機械		1.0		
平成〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの技術者表彰等の有無 【注：海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞については局長表彰と同様に、海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞は部長表彰又は事務所長表彰と同等に評価するものとする。】	中部地方整備局（港湾空港関係を除く）が発注手続を行った本業務と同一の業種区分の業務のうち、平成〇〇年度から令和〇〇年度末までに完了した業務について、中部地方整備局長、部長または中部地方整備局管内の事務所長から優良業務表彰を受けた実績を以下の順位で評価する。 ① 局長表彰の実績あり ② 部長若しくは事務所長表彰の実績あり ③ 上記以外  上記に加え、受賞した業務に携わった立場を下記の順で評価する。 ① 管理技術者 ② 主任担当技術者	管理技術者	1.5	4			
		主任担当技術者	総合		1.0		
			構造		0.5		
			電気		0.5		
			機械		0.5		
CPD取得単位の状況	CPD取得単位を評価する。	管理技術者	1.4	7			

7 建築関係コンサルタント業務における審査・評価

			主任 担当 技術者	総合	1.4	
				構造	1.4	
				電気	1.4	
				機械	1.4	
						31

【管理技術者のみ評価する場合】

評価項目			配点	最大 得点
①管理技術者の実績	平成〇〇年度以降公示日までに契約履行が完了した工事監理業務又は設計業務のうち、配置予定管理技術者が管理技術者又は主任担当技術者又はこれに準じる立場として従事した同種又は類似業務の実績を評価する。	同種業務の実績がある	3	3
		類似業務の実績がある	1	
		実績がない	0	
②管理技術者の業務成績	令和〇年度から令和〇年度に契約履行が完了した工事監理業務又は設計業務のうち、配置予定管理技術者が管理技術者又は主任担当技術者として従事した業務評価点の平均点を評価する。	76点以上	3	3
		73点以上 76点未満	1.5	
		70点以上 73点未満	0.75	
		65点以上 70点未満	0	
		65点未満	-1	
		実績がない	0	
③管理技術者の優良表彰等の表彰実績	令和〇年度から令和〇年度に契約履行が完了した中部地方整備局発注の工事監理業務のうち、配置予定管理技術者が管理技術者又は主任担当技術者として従事した工事監理業務の優良表彰の経験について評価する。	局長表彰の実績あり。または海外インフラプロジェクト優秀技術者として「国土交通大臣賞」又は「国土交通大臣奨励賞」の受賞実績あり	2	2
		部長若しくは事務所長表彰の実績あり	1	
		実績がない	0	
④管理技術者のCPD取得単位	CPD取得単位を評価する	40単位以上	2	2
		20単位以上 40単位点未満	1	
		10単位以上 20単位点未満	0.5	
		10単位未満	0	

## ◇表「業務成績の相互利用機関と適用対象」

相互利用適用対象機関は、下表による。

表 「業務成績の相互利用機関と適用対象」

	発注機関または業務発注担当部局等	相互利用の適用対象※ <sup>1</sup>
衆議院	・ 庶務部営繕課、電気施設課	平成 25 年 4 月 1 日以降に契約を締結した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績
参議院	・ 管理部営繕課、電気施設課	平成 25 年 4 月 1 日以降に契約を締結した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績
国立国会図書館	・ 総務部会計課 ・ 関西館総務課	令和 4 年 4 月 1 日以降に契約を締結した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績
最高裁判所	・ 最高裁判所 ・ 高等裁判所	平成 23 年 4 月 1 日以降に契約を締結した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績
内閣府沖縄総合事務局	・ 開発建設部 （但し、調査職員が営繕課又は営繕監督保全室の職員であったもの）	平成 19 年 4 月 1 日以降に契約履行が完了した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績
	・ 開発建設部 （但し、河川、道路、公園事業に係る営繕に限る）	平成 24 年 4 月 1 日以降に契約を締結した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績
法務省	・ 所管各庁（除く、法務総合研究所、公安審査委員会、公安調査事務所、公安庁研修所）	平成 25 年 4 月 1 日以降に入札公告等を行った建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績
文部科学省	・ 大臣官房会計課 ・ 大臣官房文教施設企画・防災部 ・ 文化庁	令和 3 年 4 月 1 日以降に契約を締結した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績
農林水産省	・ 大臣官房予算課	令和 3 年 4 月 1 日以降に契約履行が完了した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績
環境省	・ 自然環境局 ・ 国民公園等管理事務所 ・ 地方環境事務所 ・ 都道府県の自然公園等事業担当部（局） （環境省から施行委任したものに限る）	平成 23 年 4 月 1 日以降に契約を締結した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績
防衛省	・ 装備施設本部 ・ 地方防衛局 ・ 地方防衛支局	平成 24 年 4 月 1 日以降に契約を締結した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績
	・ 本省内部部局 ・ 防衛大学校 ・ 防衛医科大学校 ・ 防衛研究所 ・ 統合幕僚監部 ・ 陸上幕僚監部 ・ 航空幕僚監部 ・ 情報本部 ・ 防衛監察本部 ・ 陸上自衛隊 ・ 海上自衛隊 ・ 航空自衛隊	平成 28 年 4 月 1 日以降に契約を締結した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績

7 建築関係コンサルタント業務における審査・評価

	・海上幕僚監部 ・防衛整備庁	
青森県	・東青地域県民局地域整備部営繕課	令和3年4月1日以降に契約を締結した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績
	・総務部財産管理課	令和4年4月1日以降に契約を締結した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績
茨城県	・土木部営繕課	令和2年4月1日以降に契約を締結した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績
京都府	・建築交通部営繕課	平成27年4月1日以降に入札公告等を行った建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績
島根県	・総務部営繕課 ・隠岐支庁県民局 ・東部県民センター ・西部県民センター	令和3年4月1日以降に入札公告等を行った建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績
佐賀県	・県土整備部建築住宅課	令和3年4月1日以降に契約を締結した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績
国土交通省	・大臣官房官庁営繕部 ・地方整備局営繕部 <sup>※2</sup> ・地方整備局営繕事務所 ・北海道開発局営繕部	平成19年4月1日以降に契約履行が完了した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績
	・地方整備局河川部 ・地方整備局道路部 ・地方整備局河川国道事務所等 <sup>※3</sup> （但し、河川、道路、公園事業に係る営繕に限る） ・北海道開発局開発建設部 （但し、治水、道路、港湾整備、水産基盤整備、農業農村整備、空港整備及び国営公園整備事業に係る営繕に限る）	平成24年4月1日以降に契約を締結した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績

※1 各発注機関が成績評定の対象とした業務に限る。

※2 筑波研究学園都市施設管理官による分任官契約分を含む（関東）。

※3 「河川国道事務所等」とは河川国道事務所、砂防国道事務所、復興事務所、河川事務所、砂防事務所、ダム砂防事務所、ダム工事事務所、ダム水質管理所、総合開発工事事務所、総合開発調査事務所、導水工事事務所、調整池工事事務所、国道事務所、公園事務所、技術事務所、道路メンテナンスセンター、調査事務所、ダム統合管理事務所、広域ダム管理事務所及びダム管理所をいう。

## 8 評価内容の担保

プロポーザル方式及び総合評価落札方式（標準型及び簡易型）において、契約の相手方として特定された者又は落札決定を受けた者が行った実施方針及び評価テーマに係る技術提案の内容を、適切に契約条件として反映するものとする。

### （１）プロポーザル方式における評価内容の担保方法

#### ①技術提案の特記仕様書への反映の徹底

プロポーザル方式で特定された技術提案書の内容については、当該業務の特記仕様書に適切に反映するものとする。

反映する内容としては、例えば以下のようなものが挙げられる。

- ・ 特定した技術提案において、他者と比較して優位だった内容
- ・ 特定した技術提案に記載されている、当初予定していた検討項目に関する具体的な調査方法、新技術等。
- ・ 特定した技術提案に記載されている新たな追加検討項目

また、特定後に技術提案を反映しやすいように、手続前の特記仕様書案の記載を工夫することが考えられる。

#### ②反映内容の担保

特記仕様書に反映された技術提案書の内容が受注者の責めにより実施されなかった場合は、契約書に基づき修補の請求、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償の請求を行うことができる。また、業務成績評定の業務執行に係る過失に伴う減点の「業務執行上の過失」として、評価項目（その他）にチェックして、3点減点するものとする。

### （２）総合評価落札方式（標準型及び簡易型）における評価内容の担保方法

#### ①契約書における明記

総合評価落札方式で落札者を決定した場合は、落札者決定に反映された技術提案について、発注者と落札者の責任の分担とその内容を契約上明らかにするとともに、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について契約上取り決めておくものとする。

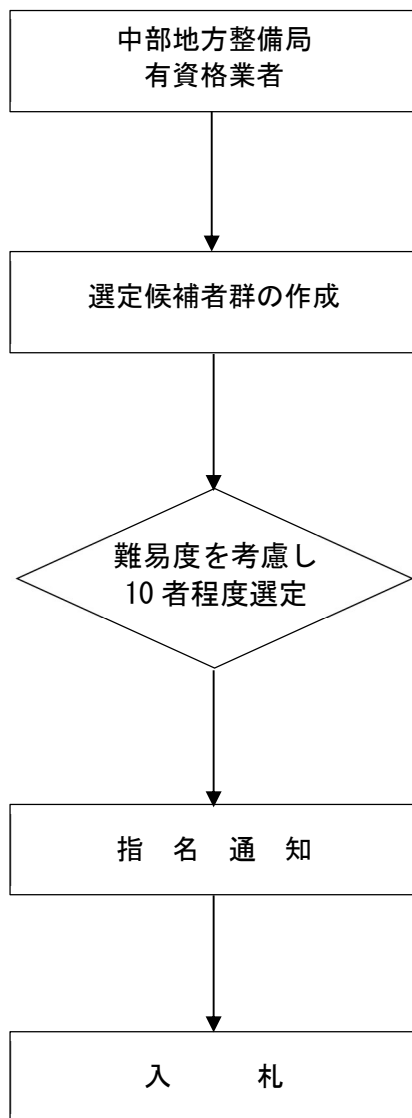
契約書に記載し履行を確保する内容には、標準レベルの提案内容にとらえて加点を行わなかった内容も含めるものとする。

#### ②評価内容の担保

契約書に明記された技術提案書の内容が受注者の責めにより実施されなかった場合は、契約書に基づき修補の請求、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償の請求を行うことができる。また、業務成績評定の業務執行に係る過失に伴う減点の「業務執行上の過失」として、評価項目（その他）にチェックして、3点減点するものとする。

## 9 指名競争入札方式の業者選定

### 9.1. 業者選定の流れ



●有資格業者から下記項目により選定業者群を作成

- ①希望業務
- ②欠格要件
- ③地理的条件
- ④技術者要件
- ⑤業務実績

●下記事項に該当するものは選定の対象としない

- ①当該年度の契約額が2千万円以上の場合
- ②業務成績評点※において過去5年間の平均点が65点未満の者又は直近2年のすべての受注案件の業務成績評点において1件でも65点未満があるもの

●難易度を考慮した業者選定

難易度を考慮して企業評価（順位付け）を行い、10者程度を選定する。対象となる最下位順位者の者で同評価の者が複数存在する場合には10者を超えて選定するものとする。

※「地方整備局等建築設計等委託業務等成績評定要領」（平成14年6月28日国営整第49号）による中部地方整備局の業務で元請けとしての業務成績評点。

## 10 品質確保対策

建設コンサルタント業務等の低入札業務においては、業務成績評定点における低評価が顕著になる傾向があり、品質確保の観点から様々な対策を講じる。

### 10.1. 調査基準価格の算出

調査基準価格の算出方法は、次の表の業務区分の欄に上げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった①から④までにあげる額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。

#### 調査基準価格の算出方法

業務区分	①	②	③	④	⑤（下限） （国土交通省）	⑥（上限） （国土交通省）
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に 10分の5 を乗じて得た額	—	予定価格に 10分の6 を乗じて得た額	予定価格に 10分の8.2 を乗じて得た額
建築関係 建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に 10分の6 を乗じて得た額	諸経費の額に 10分の6 を乗じて得た額	予定価格に 10分の6 を乗じて得た額	予定価格に 10分の8.1 を乗じて得た額
地質調査業務	直接人件費の額	間接調査費の額に 10分の9 を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に 10分の8 を乗じて得た額	諸経費の額に 10分の5 を乗じて得た額	予定価格に 3分の2 を乗じて得た額	予定価格に 10分の8.5 を乗じて得た額

### 10.2. 低入札価格調査

総合評価落札方式又は価格競争で手続きを行う場合、調査基準価格を設定する案件において落札者となるべき者の入札価格がその調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行う。

なお、調査基準価格は、予定価格が1,000万円を超える場合に設定する。

### 10.3. 業務コスト調査

当該業務について、業務コスト構造の詳細な把握を目的として業務コスト調査を実施する。

なお、業務コスト調査は、業務完了日の翌日から起算して90日以内に業務コスト調査マニュアルに基づき提出するものとする。

また、相当の理由なく期限内に業務コスト調査マニュアルに基づいて作成された調査票等の提出がないとき又は調査票等に虚偽の記入があることが判明したときは、地方整備局長及び事務所長は、これらの事実を業務成績評定に厳格に反映させる。

### 10.4. 履行体制の強化の実施

現場説明書に記載のとおりとする。

### 10.5. 品質確保基準価格

中部地方整備局では、予定価格500万円を超え1,000万円以下の業務について、品質確保の観点から中部地方整備局が定める価格（以下「品質確保基準価格」という。）を設定する。

(1) 品質確保基準価格の算出方法

算出方法は、「10.1 調査基準価格の算出」に記載した調査基準価格の算出方法に準ずるものとする。

(2) 総合評価落札方式による履行確実性の評価

総合評価落札方式による履行確実性の評価を、予定価格 500 万円を超え 1,000 万円以下の業務においても行うものとし、評価方法は予定価格が 1,000 万円を超えるものと同様とする。

(3) 予定価格が 500 万円を超え 1,000 万円以下の業務において、品質確保基準価格を下回った場合は、「10.4 履行体制の強化の実施」と同一の対策を行うものである。

## 11 総合評価落札方式における履行確実性の評価

総合評価落札方式により発注する業務で予定価格が500万円を超える業務においては、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行うことを試行する。

### (1) 履行確実性 【標準型(1:2)・簡易型(1:1) 共通】

調査基準価格又は品質確保基準価格に満たない入札がある場合は、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に「履行確実性」を加えて技術評価を行う。

### (2) 履行確実性を評価する場合の基準 【標準型(1:2)・簡易型(1:1) 共通】

履行確実性を評価する場合の基準は、入札説明書の別添資料「履行確実性の審査・評価のための追加書類等」に示す。

### (3) 履行確実性に関するヒアリング 【標準型(1:2)・簡易型(1:1) 共通】

(ア) どのように技術提案等の確実な履行確保を図るかを審査するため、予定価格の制限の範囲内の価格で入札したすべての者について、開札後速やかに、ヒアリングを実施する場合がある。

出席者：実施する場合は、配置予定管理技術者及び増員担当技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で3名以内とする。

(イ) ヒアリングを実施する場合は、別途連絡する。

(ウ) 入札者のうち、その申込みに係る価格が調査基準価格に満たない者には、開札後、速やかに「低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」の実施の可否について、電話で確認を行う。

(エ) 上記(ウ)の実施が可能な者に対しては、技術提案書とは別に、入札説明書の別添資料「履行確実性の審査・評価のための追加書類等」の2.の資料提出を求める。

### (4) 履行確実性の審査・評価方法の概要【標準型(1:2)・簡易型(1:1) 共通】

(ア) 技術提案の履行確実性の審査は、技術提案書（履行確実性の審査に必要な部分に限る。）、入札説明書の履行確実性に関するヒアリング及び開札後に提出される追加資料等をもとに行い、技術提案の確実な履行の確保が認められる場合には、技術提案に係る評価点をその履行確実性に応じて付与する。

(イ) 履行確実性の具体的な審査・評価方法は、a) 業務内容に対応した費用が計上されているか、b) 配置予定技術者（増員担当技術者含む、照査技術者除く）に適正な報酬が支払われることになっているか、c) 品質管理体制が確保されているか、d) 再委託先への支払いは適正かをそれぞれ審査し、a) からd) までの項目毎に審査した上で、5段階（A～E）で総合的に評価する。

(ウ) 評価に当たっては、次の方式により行うものとする。

- ① 調査基準価格又は品質確保基準価格以上の価格で申込みを行った者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあるとはされていないことから、技術提案の確実な履行の確保が必ずしも十分にされ

ないと認める具体的な事情がない限り、(イ)の履行確実性の評価をAとし、履行確実性を1.0として評価するものとする。

- ② 調査基準価格又は品質確保基準価格を下回る価格で申込みを行った者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、(イ) a) から d) までの審査項目を審査した結果、○と審査した項目数に応じて、次の表の○と審査した項目数の欄に掲げる評価に対応する履行確実性を付与するものとする。

○と審査した項目数	評価	履行確実性度
4	A	1. 0
3	B	0. 7 5
2	C	0. 5
1	D	0. 2 5
0	E	0

(5) その他 【標準型(1:2)・簡易型(1:1) 共通】

予決令第85条に基づく調査基準価格等を下回る場合で契約がなされた業務については、業務実施中及び業務完了後において、履行確実性に関する評価において追加提出された資料(業務完了後においては業務実施状況を踏まえた実施額に修正した資料を求める)により、履行状況や成果等について以下の確認項目等により確認を行い、これらの結果を業務成績評価に厳格に反映させる場合がある。

<確認項目>

※以下の審査項目 a) ~ d) とは、履行確実性に関する評価の審査項目

- ① 審査項目 a) ~ c) において審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- ② 審査項目 d) において審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- ③ その他、「打合せ」への正当な理由なく遅刻等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- ④ 業務成果品のミス、不備等

(6) その他 【標準型(1:2)・簡易型(1:1) 共通】

履行確実性を評価した場合には、当該業務の落札結果の公表時にその履行確実性度について記載すること。

## 12 評価結果の公表

手続の透明性・公平性を確保するため、選定・特定（プロポーザル方式）、指名・入札（総合評価落札方式）の評価に関する基準、特定方法（プロポーザル方式）や落札者の決定方法（総合評価落札方式）については、あらかじめ入札説明書等において明らかにする。

また、技術提案書提出者や入札参加者の技術評価点について記録し、プロポーザル方式においては特定後、総合評価落札方式においては契約後、速やかに公表する。

### （１）プロポーザル方式

#### ①手続開始時

プロポーザル方式の適用業務では、説明書において以下の事項を明記する。

- （ア）プロポーザル方式の適用の旨
- （イ）参加資格
  - ・単体企業
  - ・設計共同体
- （ウ）技術提案書の提出者を選定するための基準
- （エ）技術提案書の特定のための評価に関する基準

#### ②特定後

プロポーザル方式を適用した業務において特定する者が決定した場合は、速やかに以下の事項を公表する。

- （ア）特定した業者名
- （イ）各業者の技術評価点
  - ※「予定技術者の資格及び実績等」、「予定技術者の成績及び表彰」「実施方針」「評価テーマ（評価テーマ項目毎）」の４項目それぞれの小計及び合計点を公表

### （２）総合評価落札方式（標準型及び簡易型）

#### ①手続開始時

総合評価落札方式の適用業務では、入札説明書等において以下の事項を明記する。

- （ア）総合評価落札方式の適用の旨
- （イ）指名されるために必要な要件
  - ・入札参加者に要求される資格
  - ・入札参加者を選定するための基準
- （ウ）総合評価に関する事項
  - ・落札者の決定方法
  - ・総合評価の方法

#### ②落札者決定後

総合評価落札方式を適用した業務において落札者を決定した場合は、契約後速やかに以下の事項を公表する。

なお、総合評価落札方式において履行確実性に関する評価を行わない業務については、履行確実性評価欄の全てに「－」を記入する。

- （ア）落札した業者名
- （イ）各業者の入札価格

(ウ) 各業者の価格評価点

(エ) 各業者の技術評価点

※「予定技術者の資格及び実績等」、「予定技術者の成績及び表彰」「実施方針」「評価テーマ（評価テーマ項目毎）」の4項目（簡易型の場合は「評価テーマ」を除く3項目）それぞれの小計及び合計点を公表

(オ) 各業者の評価値